

企業・法人の皆様へ

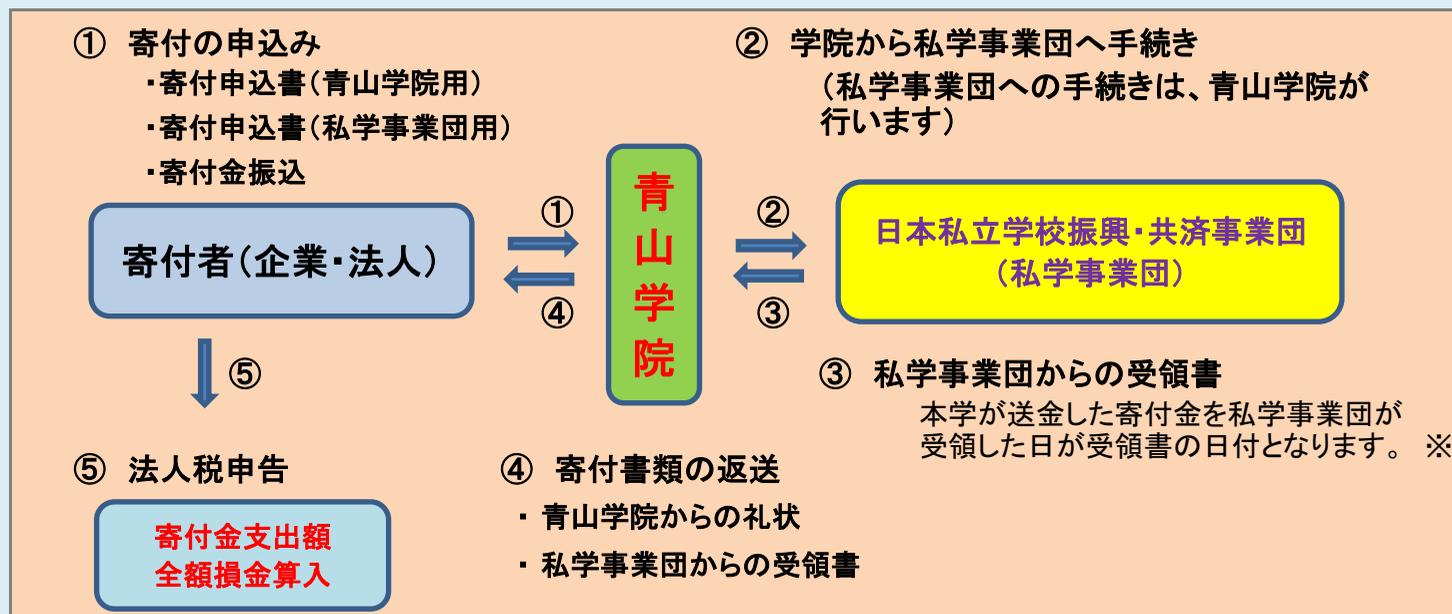
寄付金に対する税制上の優遇措置

企業・法人の皆様からのご寄付は、寄付金額が当該事業年度の損金に算入されます。損金算入については下記の2種類がございます。

- 1 受配者指定寄付金 (寄付金の全額を損金に算入可能)
- 2 特定寄付金 (寄付金を一定の限度額まで損金に算入可能)

1 【受配者指定寄付金】

日本私立学校振興・共済事業団を通じて、寄付者が指定した学校法人に寄付していただく制度で、寄付金全額が寄付金の受領日の事業年度の損金に算入できます。免税手続きには同事業団発行の「寄付金受領書」が必要です。「寄付金受領書」は、本学を経由してお送りします。

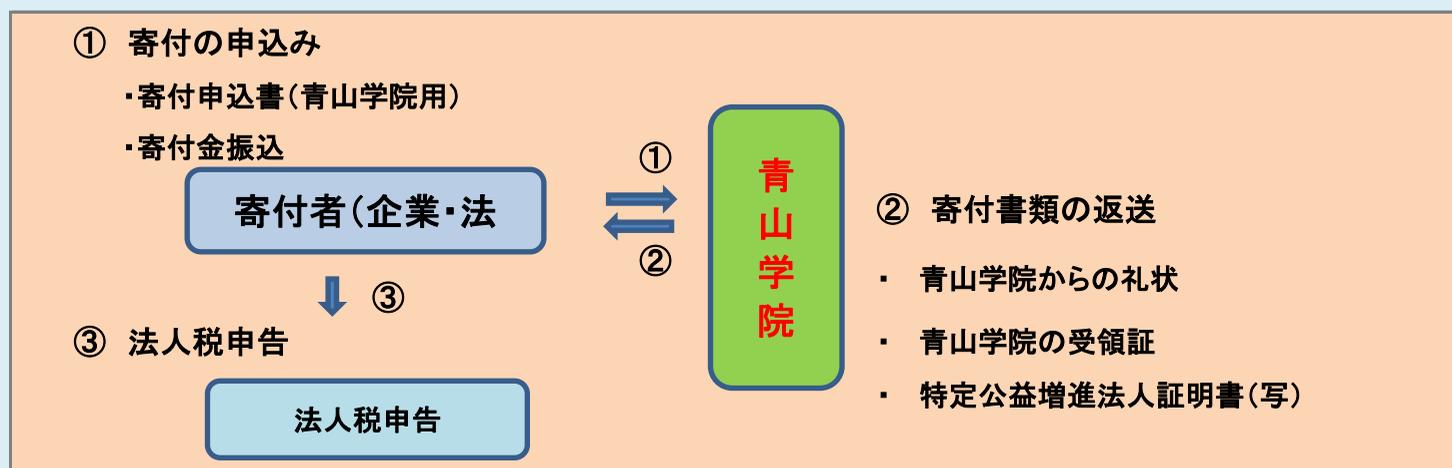


※ 当該決算期に損金処理をされる場合は、諸手続きの関係上、決算日の1か半月程前までに手続きをお願いいたします。
※ 決算日が間近な場合、および、この制度では扱えない寄付もございますので、詳しくは学院連携本部までご相談ください。

日本私立学校振興・共済事業団WEBサイトもご覧ください。 http://www.shigaku.go.jp/s_kihu_menu.htm

2 【特定寄付金】

学校法人青山学院は、文部科学省から寄付金募集について、特定公益増進法人の証明書交付を受けております。この寄付金は、一般寄付金の損金算入限度額とは別枠で、損金算入することができます。



特定公益増進法人に対する寄付金の損金算入限度額 = (①資本基準額 + ②所得基準額) × 1/2

① 資本基準額 = 資本金額(期末資本金額 + 期末資本積立額) × 事業年度月数 ÷ 12ヵ月 × 3.75/1000

② 所得基準額 = 当期所得金額 × 6.25/100

学校法人 青山学院 学院連携本部
〒150-8366 東京都渋谷区渋谷4-4-25
TEL 03-3409-6208 ・ FAX. 03-3409-3890
E-mail: ag-info@aoyamagakuin.jp